

無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業実施要項

1. 無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業実施要項
2. 実施細目
3. 付表・書式例
4. 認証事業の説明（Q&A）
5. 無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業の流れ

2022年 4月 5日

【認定NPO法人】
特定非営利活動法人 無施肥無農薬栽培調査研究会

改訂履歴

改訂日付	ページ	改訂内容
2003年11月18日		初版制定
2005年3月6日	P.1	(作付け種苗)に関する記述を追記
	P.3	(指定取扱い業者)に関する記述を追記
	P.9	Q8を追記
2014年12月31日	P.4	2) 玄米貼付票を追記
	P.5	3) 圃場登録申請書式に(押印又は署名欄)を追記
	P.10	生産物の認証事業の流れに関する記述を追記
2017年3月31日	P.1, 3, 9	2005年3月6日改訂漏れを元に訂正
2020年3月22日	P.5~8	付表3)~7)様式内容変更
	P.11	認証事業の流れに関する記述を追記
2022年4月5日	P.3	(指定取扱い業者)に関する記述を改訂

無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業実施要項

(目的と認証)

- 1 この無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業実施要項（以下「要項」という）は、不特定多数の人々がかかわる市場において、無施肥無農薬栽培法による生産物をめぐって発生する恐れのある混乱を未然に防ぐために、これらの農産物の生産と流通の方法についての基準を定めることを目的とする。
特定非営利活動法人無施肥無農薬栽培調査研究会（以下「本会」という）は、この要項に定めた事項を満たした農産物について、
 - ① 「無施肥無農薬栽培農産物」
 - ② 「無施肥無農薬栽培農産物（転換中）」もしくは
と認証する。

(定義)

- 2 この要項において使用される用語は次のように定義する。
 - 1) 無施肥無農薬栽培法とは、あらゆる肥料および農薬類はもとより、自然の有機物さえも人為的には使用せず、天然供給物と灌水のみによって作物類を生産する方法を、厳密かつ継続的に行う栽培法をいう。
 - 2) 無施肥無農薬栽培圃場とは、前項に示す栽培法を継続して3年を超えて行っている圃場をいい、この圃場の生産物を無施肥無農薬栽培農産物という。
 - 3) 無施肥無農薬栽培転換中圃場とは、この方法以外の生産法による作物生産が行なわれていた圃場または前年まで3年以上の土壌管理が明らかな圃場において、無施肥無農薬栽培法に転換し、その時から数えて3年以内の期間継続して、この方法による作物生産が行なわれている圃場をいい、この圃場の生産物を無施肥無農薬栽培農産物（転換中）という。
 - 4) 栽培責任者とは、圃場における栽培管理を行う者またはその管理指導を行う者をいう。栽培責任者は生産者を兼ねることができるものとする。
 - 5) 栽培法確認責任者（以下「確認責任者」という）とは、栽培の管理方法を調査し、管理などに係る記録内容を確認するものであって、栽培責任者および生産者による管理などについて必要に応じて指導を行うものをいう。当面の間、確認責任者は、本会理事長がつとめるものとする。ただし確認責任者が必要と認めた場合は、適任者を指名し、現地での圃場確認、管理状況確認、収穫状況確認のいずれかを代務させることができるものとする。代務で確認作業を行った者は、遅滞なく確認責任者にその内容を報告するものとする。

(栽培管理法)

- 3 当該圃場において行う栽培管理は、①耕うん ②作付け ③かんがい（給水） ④排水 ⑤物理的方法による除草 ⑥収穫 ⑦収穫物の調製（脱穀や選別、枯れ葉・付傷部分の除去など） ⑧輪作 の範囲に限られ、これらの作業によって発生する収穫物以外の残渣（稲ワラ、麦ワラ、モミ殻や各種屑物類など）は極力当該圃場外へ除去しなければならない。

(作付け種苗)

- 4 当該圃場に播種または移植される種苗は無施肥無農薬栽培法によって生産されたものを使用することが望ましい。ただし、その入手が困難な場合は、通常の種苗を使用してもよいが、購入種苗を使用したことを商品の貼付票に明記しなければならない。また、組換えDNA技術などの細胞工学的手法によって作出された品種等は使用してはならない。

(生産圃場の登録)

- 5 この栽培法を実施し本会の認証を受けようとする生産者は、実施に先立って栽培責任者を通して本会に栽培申請書を提出しなければならない。その場合、本会は必要事項について審査し、適格と認めた場合は、その圃場を無施肥無農薬栽培圃場として登録（有料）する。

(収穫後の諸工程についての管理)

- 6 生産者ならびに取扱い業者は、収穫物の選別、調製、洗浄、貯蔵、包装、輸送などの工程において、当該収穫物以外の農産物と混合しないよう厳密に管理しなければならない。また、これらの諸工程で使用される機器類、資材類は、洗浄剤や農薬類などの化学品による汚染のない状態で使用しなければならない。

(栽培管理記録の作成および提出)

- 7 栽培責任者は、実施細目に定める様式により、栽培計画、栽培管理記録および出荷記録（以下「栽培管理記録」という）を作目ごとに作成し、本会に遅滞なく提出しなければならない。

(栽培管理記録の保存および閲覧)

- 8 提出された栽培管理記録は、本会において3年間保存して、消費者その他利害関係人から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(精米管理記録および製茶管理記録)

- 9 無施肥無農薬栽培米については、精米責任者が、実施細目に定める様式により無施肥無農薬栽培米受払台帳（以下「受払台帳」という）を作成し、その写本を本会に遅滞なく提出しなければならない。本会はそれらの写本を3年間保存して、消費者その他利害関係人からの閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。また、無施肥無農薬栽培茶については、本項の「精米」および「米」をそれぞれ「製茶」および「茶」に読み替えて適用する。

(表示の義務)

- 10 無施肥無農薬農産物を不特定多数の消費者に販売する場合には、実施細目に掲げる本会所定の書式（貼付票）によって、末端販売単位ごとに所定事項を表示し、その生産の責任の所在を明らかにしなければならない。

(認証票の交付と貼付作業)

- 11 本会は、栽培管理記録、現地調査等の結果に基づき、取扱い業者または生産者に認証票を交付して、その責任を表示する。なお認証票の交付は有料とする。

(出荷先の制限)

- 12 前項の表示を付けた農産物は、万全な市場管理を行うために、当面は本会が指定する取扱い業者にのみ出荷するものとする。

(実施細目)

- 13 生産者ならびに取扱い業者の業務の便に資するため、本要項の実施細目を別に定める。実施細目は当該農産物の品質改善と諸業務の利便を増進するため、必要な場合には随時改定し、改定事項はそのつど本会から関係者に通知する。

実 施 細 目

この実施細目は、無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業実施要項（以下「要項」という）に定めるところにより、その内容と業務の実施方法を具体的に示すために作成したものである。

（生産圃場の立地と面積）

- 1 当該農産物の生産圃場の規模は、一筆または地理的に連続した複数筆の圃場のまとまりが、全体として面積が大きいほど、また形状が正方形に近いほどより望ましい。
しかし当面は、
 - ①周辺農地から農薬散布や施肥の影響を受け易い一般農地の中にあっては、10アール以上の面積があり、当該圃場を四辺形とみなした場合の短辺が20メートル以上であること。
 - ②一般農地から、ある程度隔離された立地の場合には、5アール以上のまとまりのある圃場であること。
 - ③この栽培法を要項施行前から実施している圃場に対しては、当分の間、この項目の適用を延期する。しかし、できるだけ早く改善することが望ましい。

（無施肥無農薬栽培法とその他の栽培法との共存状態について）

- 2 同一筆の圃場の中で、無施肥無農薬栽培法とその他の栽培法を、実施位置をかえて同時に行うことは望ましくないが、やむを得ず実施する場合には、
 - ①畑地にあっては制約はないが、水田では灌水の移動を防ぐため、小畦または畦畔板で、両栽培法を行う境界線を仕切る必要がある。
 - ②その境界線に沿う無施肥無農薬栽培法を行っている側の収穫物は、畑地にあっては幅1メートル、水田では幅2メートル部分のものは、無施肥無農薬栽培法による収穫物に加えない。

（継続年数による生産物の区分）

- 3 無施肥無農薬栽培法に転換した年から数えて、
 - 3年目までの生産物 …………… 無施肥無農薬栽培農産物（転換中）
 - 4年目～10年目までの生産物 …… 無施肥無農薬栽培農産物
 - 11年目以降の生産物 …………… 長期無施肥無農薬栽培農産物 と表示してもよい。
 ただし、要項2の3項の規定にかかわらず、有機多収栽培法、長年にわたる休閑等が行われていた特殊な前歴のある圃場の場合には、転換中の期間が延長されることがある。

（貼付票様式）

- 4 無施肥無農薬栽培農産物および無施肥無農薬栽培農産物（転換中）に貼付する書式は付表の例に従うものとする。

（指定取扱い業者）

- 5 当面の間、出荷先として本会が指定する取扱い業者は、次に示すものとする。取扱い業者は、本会または生産者から販売に必要な情報を得ることができるものとする。
 - ベストフーズ ハセガワ
 - 無施肥無農薬栽培 巖田建商店

付 表

- 1) 長期無施肥無農薬栽培農産物 貼付票
 無施肥無農薬栽培農産物 貼付票
 無施肥無農薬栽培農産物 (転換中) 貼付票

長期無施肥無農薬栽培農産物
この品は化学肥料・農薬類はもとより有機質も人為的に使用せず、自然界の天然供給物と灌水のみによる栽培を厳密かつ継続的に行い生産された農産物です。 竹内史郎 (NPO 無施肥名誉顧問・近畿大学名誉教授)
この農産物は上記栽培法を ○○○年○月より実施している圃場で生産されました。
使用種苗： 自家採種 購入種子・苗 産 地 ○○県○○市○○ 栽培者 ○○ ○○ 住 所 ○○県○○市○○-○ 連絡先(電話) (○○○) ○○○-○○○○ 栽培法確認責任者 NPO 無施肥無農薬栽培調査研究会 住 所 京都市左京区吉田神楽岡町 106-2 連絡先(電話) (075) 751-0347 ホームページ https://muhiken.or.jp

無施肥無農薬栽培農産物
この品は化学肥料・農薬類はもとより有機質も人為的に使用せず、自然界の天然供給物と灌水のみによる栽培を厳密かつ継続的に行い生産された農産物です。 竹内史郎 (NPO 無施肥名誉顧問・近畿大学名誉教授)
この農産物は上記栽培法を ○○○年○月より実施している圃場で生産されました。
使用種苗： 自家採種 購入種子・苗 産 地 ○○県○○市○○ 栽培者 ○○ ○○ 住 所 ○○県○○市○○-○ 連絡先(電話) (○○○) ○○○-○○○○ 栽培法確認責任者 NPO 無施肥無農薬栽培調査研究会 住 所 京都市左京区吉田神楽岡町 106-2 連絡先(電話) (075) 751-0347 ホームページ https://muhiken.or.jp

無施肥無農薬栽培農産物(転換中)
この品は化学肥料・農薬類はもとより有機質も人為的に使用せず、自然界の天然供給物と灌水のみによる栽培を厳密かつ継続的に行い生産された農産物です。 竹内史郎 (NPO 無施肥名誉顧問・近畿大学名誉教授)
この農産物は上記栽培法を ○○○年○月より実施している圃場で生産されました。
使用種苗： 自家採種 購入種子・苗 産 地 ○○県○○市○○ 栽培者 ○○ ○○ 住 所 ○○県○○市○○-○ 連絡先(電話) (○○○) ○○○-○○○○ 栽培法確認責任者 NPO 無施肥無農薬栽培調査研究会 住 所 京都市左京区吉田神楽岡町 106-2 連絡先(電話) (075) 751-0347 ホームページ https://muhiken.or.jp

栽培者の欄には、生産者または栽培責任者の氏名を表示することとする。
 使用種苗について明示する。

- 2) 精米・玄米 貼付票

名称	精 米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	○○県	○○○	○○年産	100%
内 容 量	○○○kg			
精米年月日	○○年○○月○○日			
販 売 者	○○○○ ○○県○○市○○-○ 電話○○-○○○-○○○○			

名称	玄 米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	○○県	○○○	○○年産	100%
内 容 量	○○○kg			
調整年月日	○○年○○月○○日			
販 売 者	○○○○ ○○県○○市○○-○ 電話○○-○○○-○○○○			

精米に関しては、無施肥無農薬栽培農産物貼付票の書式に加えて精米貼付票を付加するものとする。
 玄米に関して、調整年月日は袋詰めした日を表わすものとする。

3) 無施肥無農薬栽培実施圃場登録申請書 書式

※ 圃場登録番号：○○○○-○○

無施肥無農薬栽培実施圃場登録申請書

申請日： ○○○○年 ○○月 ○○日

申請者：生産者（押印又は署名： ○○○○○○ ）

住 所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名	○○○○○○
連絡先	○○○-○○○○-○○○○

栽培責任者

住 所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名	○○○○○○
連絡先	○○○-○○○○-○○○○

申請圃場

所 在 地	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
圃 場 面 積	○○. ○○ a
土 壤 管 理 履 歴	1 年前 ○○○○○○○○
	2 年前 ○○○○○○○○
	3 年前 ○○○○○○○○
無施肥無農薬 栽培開始年月	○○○○年 ○○月
栽培予定作物名	○○○ ○○○○ ○○ ○○○ ○○○
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>付 近 見 取 図 概略図：一度登録した見取図は毎年印刷させていただきます (新しく変更された場合は更新させていただきます)</p> </div>	

お手数ですが圃場は一筆ずつ別々に申請してください。

※NPO無施肥無農薬栽培調査研究会使用欄

申 請 受 付	圃 場 登 録	圃 場 現 地 確 認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

4) 栽培計画書 書式

〇〇〇〇年 無肥研登録圃場（登録番号 ー ）栽培計画書

圃場所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
圃場面積	〇〇. 〇〇 a	無施肥無農薬栽培開始年月	〇〇〇〇年〇〇月
生産者名	栽培責任者名		確認責任者名
住所 〇〇市〇〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	住所 〇〇市〇〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		住所 京都市左京区吉田神楽岡町 106-2 氏名 NPO 無肥研 理事長 電話 075-751-0347

(↑圃場登録申請：計画書含む による記載内容に変更が生じた場合は、修正をお願い致します)

	主な栽培予定作物名 (品種)	播種(種籾播)予定日	定植(田植)予定日	収穫(稲刈)予定日	作付面積
1	〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇〇 a
2	〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇〇 a
3	〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇		〇〇/〇〇	〇〇〇 a
4					a
5					a
6					a
7					a
8					a
9					a
10					a
	その他				a

付 近 見 取 図

概略図：一度登録した見取図は毎年印刷させていただきます
(新しく変更された場合は更新させていただきます)

※NPO無施肥無農薬栽培調査研究会使用欄

申請受付	圃場登録	圃場現地確認
年 月 日	年 月 日	年 月 日

(圃場登録番号は栽培者からの登録申請を受理した時に本会が交付する番号を表示する)

2020年 3月22日

5 - 1) 栽培管理記録 様式例

〇〇〇〇年 無施肥無農薬栽培管理記録				圃場登録番号	〇〇〇〇 -〇〇
生産者	〇〇〇〇〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	圃場面積	〇〇〇 a

作物名	作業1/ 日付	作業2/ 日付	作業3/ 日付	作業4/ 日付	作業5/ 日付	作業6/ 日付	作業7/ 日付	作業8/ 日付	作業9/ 日付	収穫量
作付面積 (a)	作業10/ 日付	作業11/ 日付	作業12/ 日付	作業13/ 日付	作業14/ 日付	作業15/ 日付	作業16/ 日付	作業17/ 日付	作業18/ 日付	出荷量
〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇 kg
(〇〇〇 a)	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇 kg
コメント欄	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									
〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇 kg
(〇〇〇 a)	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇/〇〇	〇〇 kg
コメント欄	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇									

5 - 2) 栽培管理記録簿 (栽培管理記録を元に当会作成資料)

〇〇〇〇年 無施肥無農薬栽培管理記録簿

圃場登録番号 〇〇〇〇-〇〇

作物名(品種): 〇〇〇〇〇 (〇〇〇)

圃場所在地: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

圃場面積: 〇〇. 〇〇 a (内作付面積 〇〇 a)

無施肥無農薬栽培開始年月: 〇〇〇〇年〇〇月より開始 (前作: 〇〇〇〇〇 (〇〇〇))

生産者	栽培責任者	確認責任者
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	住所 京都市左京区吉田神楽岡町 106-2 氏名 NPO 無肥研 理事長 電話 075-751-0347

作業名	本年作業実施日	コメント欄
〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	
〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	
〇〇〇〇〇	〇〇/〇〇	
収穫量: 〇〇〇kg	出荷量: 〇〇〇kg	

< 無施肥無農薬栽培農産物 圃場管理状況確認項目 >

栽培基準: 化学肥料・農薬は元より有機質も人為的に施さず、自然界の天然供給物と灌水のみで厳密かつ継続的に行う栽培			
種: 〇〇〇	種子処理: 〇〇〇		
苗: 〇〇〇	育苗土: 〇〇〇		
水稻	苗箱: 〇〇〇	苗代: 〇〇〇	
植物残渣: 〇〇〇			
圃場現地確認日	管理状況確認日	作業実施確認日	受理確認欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 受理者名 〇〇〇〇

2020年 3月22日

6) 出荷記録 参考様式例

〇〇〇〇年 無施肥無農薬栽培 出荷記録

P.

圃場登録番号/所在地 〇〇〇〇-〇〇 〇〇県〇〇〇〇-〇	生産者 住所 〇〇市〇〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇	栽培責任者 住所 〇〇市〇〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇	確認責任者 住所 京都市左京区吉田神楽町106-2 氏名 NPO無肥研 理事長 電話 075-751-0347	受理確認欄 年 月 日 受理者名 無肥研 〇〇〇〇	
無施肥無農薬栽培開始年月 〇〇〇〇年〇〇月	圃 場 面 積 〇〇〇 a	出荷年月日 〇〇〇	作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	出荷先 〇〇〇〇〇	出荷量 〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇
栽培作物名(品種) 〇〇〇〇〇(〇〇〇)	作付面積 〇〇〇 a	収穫量 〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇(〇〇〇)	〇〇〇〇〇

(栽培管理記録により該当圃場における栽培作物の作付面積、収穫量を記載することが望ましい)

7) 米受払台帳 参考様式例

〇〇〇〇年産 無施肥無農薬栽培 米受払台帳

P.

品種等 : 〇〇〇〇〇	作付面積 〇〇 a	開始年月 : 〇〇〇〇年〇〇月	精米確認日 : 年 月 日												
生産地 : 〇〇県〇〇〇〇〇〇-〇	圃場登録番号 : 〇〇〇〇-〇〇	精米確認者 : 〇〇〇〇													
精米責任者 住所 〇〇市 〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇	生産者 住所 〇〇市 〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇	栽培責任者 住所 〇〇市 〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇	確認責任者 住所 〇〇市 〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇	とう精施設 住所 〇〇市 〇〇〇-〇 名称 〇〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇											
年 月 日	検査 等級	玄米残 数量(kg)	玄米入庫 数量(kg)	玄米使用 数量(kg)	精米生産 数量(kg)	歩留 %	精米生産数量(又は玄米数量) 包装量目別内訳(個数)							入出先名 (備考等)	
							60kg	30kg	10kg	5kg	2kg	1kg	その他		
〇〇年〇月〇日	〇	〇〇〇													〇〇〇
〇月〇日	〇	〇〇〇	〇〇				〇〇								〇〇〇
〇月〇日	〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇							〇〇〇
〇月〇日	〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇							〇〇〇
〇月〇日	〇	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇〇〇

(精米確認は、生産者、栽培責任者または確認者が行うことが望ましい)
 (なお、製茶にあたっては精米と同様の記録を作成することが望ましい)

認証事業の説明（Q & A）

無施肥無農薬栽培法は、一部の人たちによって50年以上前から、採算などの効率性をかえりみず信念的に実践してこられた栽培法ですが、近年になって、この栽培法の有利性を認められた一部農家の方々の間に、予想を越えて急速に広まるようになり、生産物も急増しています。

その結果、この栽培法が生産物が商品として一般消費者の間に流通することになり、この栽培法の信頼性あるいは商品としての品質や値段などを巡って混乱が起こることも考えられます。

このたび、本会がこの栽培法と生産物についての認証事業を創め、実施要項と実施細目を定めて、これらを厳密に適用することにいたしましたのは、将来、起こり得る流通当事者間の混乱を予防することを目的としています。（要項第1項）

以下Q & A形式で、この制度の説明をいたします。

Q 1 この栽培法は、どんな農地でもできますか。

A) 土壌は自然に植物の栄養を作り出す力をもっていますので、どんな田畑でも実施できます。人間の力が全く入っていない原生林や原野で、多種多量の植物が生き生きと育っているのは、そこの土壌の地力が生み出す栄養が植物の生命を支えているからです。

ただし、農地の地力は、それぞれ異なり、栽培の結果も一様ではありません。耕土が深く適当に粘土質が含まれた土壌で、日当たりがよく適当に風通しのある農地では収量も多くなりますが、条件のよくない農地では収量が少なくなります。また水田の場合は、かんがい水の温度が低い山間地などでは低収になりおすすめできません。

Q 2 無施肥無農薬栽培をやってみようと思いますが、何か手続きが必要でしょうか。

A) 実施される前、なるべく早めに電話、FAXまたはe-mail（下記）にてご一報ください。本会の認証をご希望の場合には、その圃場の事前調査をさせていただきます。その際に詳しい説明と資料をお渡しして、本会へのご入会のご希望もおききします。

（連絡先：電話 075-751-0347 FAX 075-334-8058 e-mail mail@muhiken.or.jp）

Q 3 この栽培法で、もっとも大切な圃場管理は何ですか。

A) 温暖多湿な日本の農業では、除草が最も重要な作業です。無施肥でも作物も雑草もよく育ちますので、雑草は大きく育たないうちに、除草剤を使わずに除草機か人力で取り除かねばなりません。

とくに作物の生育初期の頃の雑草は、作物の生育を大きく妨げますから、作物が定着したら早めに除草を行い、以後も草が大きくなるに維持するように必要な回数の除草を行うことが肝要です。

Q 4 肥料も農薬も全く使わずに、本当に収穫できるのですか。

A) この栽培法で育っている作物にも、病気も出るし害虫もやってきます。しかし、ほとんどの場合、実際的な被害はありません。作物の病虫害は、肥料を与えることによって作物の生育が促進されて、葉が重なり合い日当たりも風通しも悪くなった場所に、病菌や害虫が大発生するために起こるのです。

この栽培法では、害虫の姿や食害、あるいは病斑を見つけても、被害が大きく広がる心配はないので、農薬を使わなくても大丈夫です。

Q 5 この栽培法に転換して3年間は（転換中）となるのはどうしてですか。

- A) 転換前に使った肥料や農薬の成分の多くは、一部が土壌中に残留して、次の作物や土壌微生物に影響を与えます。これらの影響がなくなるのは、この栽培法を継続して3年間実施する必要があると考え、第4年目からを正規の栽培法・生産物といたします。

Q 6 圃場を四辺形とみなした場合の短編が20メートル以上とは、どういうことですか。

- A) たとえば三角形に近い形の圃場の時には、突き出た一角の部分の途中で区切って外し、残った四角形の部分の最も短い辺が20メートルであればよいということです。

この要項は、多数の一般消費者向け販売用として出荷するための栽培に適用するもので、自家消費用やお知り合いに分けられるような栽培に適用するものではありません。

Q 7 移植栽培用の苗はどのように育てますか。

- A) 苗床用土には無施肥無農薬圃場の土を使うのが望ましいのですが、入手できない場合には、普通の土壌でもかまいません。しかし、肥料は使わないでください。

肥料を使わないので用土の速効性養分が少なく、小さい種子ほど、また、密播するほど苗が老化し易いので注意が必要です。一般には、やや薄まきにして、育苗期間を短めにする方がいいでしょう。なお、種子の発芽や苗の生育を調整するために加温や日覆いなどの物理的な処理を行うことは自由です。

Q 8 購入種子や購入苗を使用した場合は、そのことを表示するのでしょうか。

- A) 使用する種子は自家採取したものが望ましいのですが、作物・品種によっては購入種子や、場合によっては購入苗を使用せざるを得ない場合もあります。このような時には、栽培管理記録書の該当欄に○印を付けて、購入店名、購入月日、品種名とともに、その種子や苗に表示されていた使用農薬の表示事項を必ず記録してください。

また、商品の貼付票にも「購入種子使用」または「購入苗使用」と明記しなければなりません。

Q 9 貼付票をつける末端販売単位とはどういうことですか。

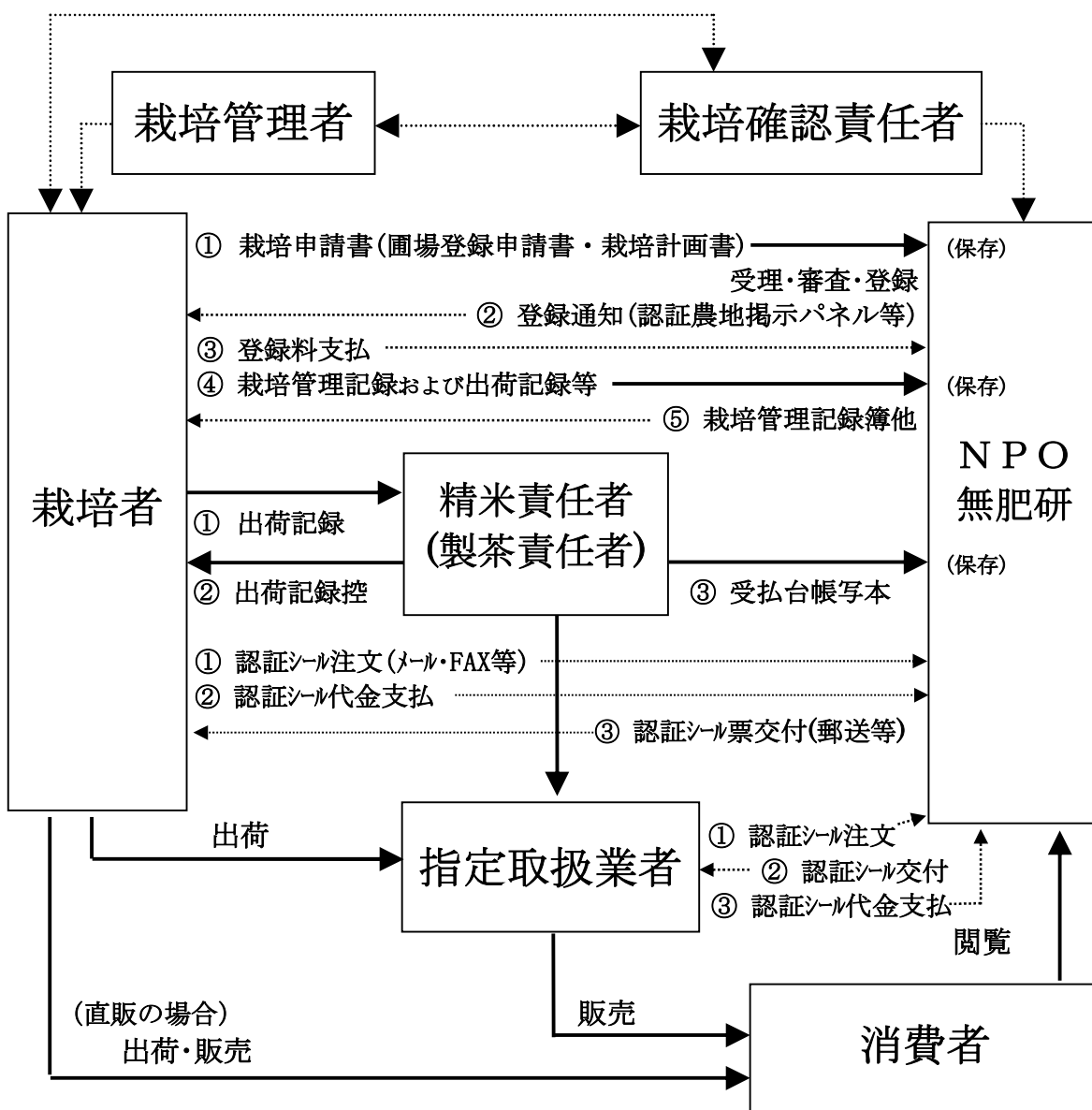
- A) 一般消費者に小売する最少量、たとえばハウレンソウ1束とか、トマト1袋のように適当量に結束したり袋詰めした単位量のことをいいます。

なお、貼付票をつける作業や結束、袋詰め作業の担当は、出荷前なるべく早期に当事者間で話し合って決めることになります。

Q 10 出荷先が指定業者だけに限られているのは何故ですか。

- A) この栽培法が生産物が一般消費者向けに販売されるようになったのは、ごく最近のことです。まだ流通量が多くないのですが、その割に生産地が広範囲に分散しています。この状況で流通を自由にすると、本会が認証に伴う責任を取れなくなる事態もあり得ると考えるからです。

無施肥無農薬栽培法による生産物の認証事業の流れ



栽培 (圃場登録) 申請書	P. 5	...	3)
栽培計画書	P. 6	...	4)
栽培管理記録	P. 7	...	5)
出荷記録	P. 8	...	6)
米受払台帳	P. 8	...	7)